

議案第3号

## 令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）

令和5年度篠栗町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年1月29日提出

篠栗町長 三 浦 正

3

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎耐震関連改修工事設計業務委託	18,182
10 教育費	2 小学校費	北勢門小学校屋内運動場耐震補強再検討業務委託	5,156